

入札公告

(入札説明書を兼ねる)

次のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）九州新幹線建設局の「不用品（鉄製トロ他）の売却」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係規程等に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書を兼ねる）によるものとする。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 九州新幹線建設局長 瓜生 良知

○ 公告番号 九建公告第4号

1 公告日 令和4年9月20日

2 契約担当役等 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局長 瓜生 良知
福岡県福岡市博多区祇園町2番1号

3 競争入札に付する事項

- (1) 件名 不用品（鉄製トロ他）の売却
- (2) 売却物件 別紙売却対象品一覧表のとおり。
- (3) 搬出期限 令和5年1月31日まで
- (4) 保管場所 福岡県大牟田市新港町地内

4 入札方法

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 競争参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間において、「九州・沖縄地区」において、当機構理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。

- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 売却物件について、現地説明を受け、かつ本件の入札保証金を納付した者であること。

6 入札手続等

(1) 担当局等

〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線建設局 総務部契約課

電話 092-283-9604 F A X 092-283-9624

電子メールアドレス keiyaku.kys@jr-tt.go.jp

(2) 仕様書等の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 公告日から入札書受領期限まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所 URL : <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 現地説明会の日時及び場所等

ア 日 時 令和4年9月21日(水)から令和4年10月31日(月)までの休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、10時から17時(12時から13時までの間を除く。)までの間で当機構と調整のうえで実施する。

なお、説明等に要する時間は1時間程度とする。

イ 場 所 上記3(4)のとおり。

ウ 申込方法 本件入札に参加を希望する者は、公告日から令和4年10月27日(木)までの休日を除く毎日、10時から16時(12時から13時までの間を除く。)までの間で上記6(1)に電話により申し込むこと。

エ その他 現地説明会でのすべての質問回答については、令和4年11月2日(水)までに仕様書等を配布したダウンロードフォルダ内に掲載するので、ダウンロードし、確認すること。

なお、上記方法により難しい者は、上記6(1)へ連絡すること。

(4) 入札保証金の納付期間等

ア 納付額 契約希望金額の5%以上を指定する口座に現金により納付すること。振込手数料は、納付者の負担とする。

イ 納付期間 公告日から令和4年11月1日(火)15時まで。

ウ 納付口座 上記6(3)の現地説明会の際に通知する。

エ その他 入札保証金の納付後、上記6(1)に電話すると同時に、必要事項を記載した担保納付書とあわせて納付の事実を証明する銀行等の作成し

た書類を上記6(1)に持参、電子メール又はFAXで送付すること(電子メール及びFAXによる場合は、着信確認のため、電話により確認すること)。

なお、これら書類を電子メール又はFAXで送付した場合は、郵送(書留郵便に限る。以下同じ。)又は書留郵便と同等の信書便(民間業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。)によりこれら書類を提出すること。

入札保証金の入金等が確認され次第、当機構から担保預り証を発行するので紛失しないようにすること。担保預り証を紛失等した場合、その後の手続きに不利益があっても当機構は一切の責任を負わない。

その他事項については、現地説明会で説明する。

(5) 入札参加申込書の提出期限及び提出方法等

ア 提出期限 令和4年11月1日(火)15時まで。

イ 提出方法 郵送、信書便、持参、電子メール又はFAX(電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。)により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 提出場所 上記6(1)に同じ。

(6) 証明書等審査結果の通知

証明書等審査結果については、令和4年11月4日(金)までに書面により通知する。

(7) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法等

ア 入札書の受領期限及び場所 令和4年11月21日(月)16時
上記6(1)に同じ。

イ 開札の日時及び場所 令和4年11月22日(火)10時30分
当機構九州新幹線建設局

ウ 入札書等の提出方法等

入札書は、上記6(1)へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。ただし、電子メール及びFAXを含む電送による提出は認めない。

なお、開札時に入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、担保預り証もあわせて提出すること。

(8) 入札執行回数

入札執行回数は原則として2回を限度とする。

(9) 開札

担保預り証を持参のうえ、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこととする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて開札を行う。

(10) その他

- ア 入札参加申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 契約担当役は、提出された入札参加申込書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された入札参加申込書等は返却しない。
- エ 提出期限以降における入札参加申込書等の差し替え及び再提出は認めない。なお、提出期限前の再提出は、上記6（1）に記載の受付窓口に申し出ること。

6 仕様書等に対する質問及び回答

(1) この入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は以下により提出すること。

- ア 提出期間 公告日から令和4年10月31日（月）までの休日を除く毎日、10時から17時（12時から13時までの間を除く。）まで（ただし、最終日は16時まで）。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。
- イ 提出場所 上記6（1）に同じ。
- ウ 提出方法 質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。
また、質問内容を記載した書面（表紙に会社名、代表者印、担当者名及び連絡先を記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。）を郵送等にて提出することもできる。

エ 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

質問書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式については、次のいずれかによるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat9.0 形式以上で作成したもの)

オ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LHZ 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、郵送等により提出された全ての質問について、令和4年11月2日(水)までに仕様書等を配布したダウンロードフォルダ内に掲載するので、ダウンロードし、確認すること。

なお、上記方法により難しい者は、上記6(1)へ連絡すること。

7 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金返還及び契約保証金の納付

開札終了後、入札保証金の担保返還請求書及び担保預り証を当機構に提出することにより入札者に返還する。この場合、担保期間の利息は付与しない。

落札者は、契約保証金は落札価格の10%以上を指定する口座に現金により納付するものとし、入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができる。契約保証金の手続きについては、落札者に別途説明する。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6(1)に同じ。

- (4) 契約書作成の要否 別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

- (5) 契約金額の納付

当機構が発行する支払請求書記載の期日までに指定する口座に現金により納付するものとし、契約保証金を契約金額の全部又は一部に充当することができる。契約保証金を契約金額に充当する手続きについては、落札者に別途説明する。

- (6) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示された必要な書類を提出期限までに提出場所へ入札説明書で定められた方法にて提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (7) 入札の無効

入札公告等に示した要件を満たさない者の行った入札、提出書類に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札説明書等及び契約申込心得において示した条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (8) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格以上であり、かつ最高の価格をもって有効な入札をした者がいないときに再入札を行う場合も同様とする。また、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

- (9) 本件入札に参加を希望する者は、契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。
契約申込心得は当機構ホームページで公開している。
- (10) 手続における交渉の有無 無。
- (11) 落札者の決定方法
予定価格以上であり、かつ最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじへ移行する。
- (12) 契約の確定は、落札者が契約書を当機構に提出し、当機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときとする。
- (13) 資格審査にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。
- (14) 入札行為に不正があった場合、落札者が契約手続きをしない等の場合は、入札保証金又は契約保証金は一切返納しない。なお、これら保証金の金額でもなお不足が生じる場合は別途徴収する。
- (15) 1回目の入札が不調となった場合、再入札に移行する。再入札の日時については、契約担当役から指示する。

9 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意のうえで、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量(工事(設

計等の役務を含む。)の名称、場所、期間及び種別)、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内)